

平成25年度 第3回 天草地域自立支援協議会定例会報告

1. 日 時：平成25年8月6日（火） 14時00分～15時30分

2. 場 所：天草整肢園 会議室

出席者：天草市社協天草支所（明瀬）、ヘルパーステーションJCS24（金子）

天草市社協ヘルパーセンター牛深（藤本）、星光園（高橋）

第2はまゆう療育園（大田）、れいざん（坂本）、リンク（長崎）

天草整肢園（平井、溝上、田中、白木）

苓北町（稲尾）、天草市（濱崎）

3. 内 容：

議題

（1）事業所の紹介

○ヘルパーステーションJCS24

- ・対 象 苓北町、天草町高浜
- ・利用者 4名（生活支援2、身体支援2）
- ・従業員 ヘルパー8名（内男性1名）

○天草市社協ヘルパーセンター牛深

- ・対 象 牛深地域
- ・利用者 30名（精神5、知的1、身体24）
- ・従業員 ヘルパー45名

○天草市社協天草支所

- ・対 象 天草町、河浦町崎津
- ・利用者 5名（精神1、知的1、身体3）
- ・従業員 ヘルパー10名

（2）個別のケースについて

○生活保護基準以下にて生活していると思われるケース

- ・年金未受給、兄弟から2万円の仕送りと就労B型の賃金にて生活
- ・生活保護申請については兄弟が拒否している状況
- ・身体障害のみだが、会話中から知的も見受けられる
- ・自宅は父の名義、部屋は広いのだが、2階を含め使用していないところが多い
- ・光熱水費、ガソリン代などで食費に当てる金や他に支払う余裕無し
- ・兄弟は遠方にいるため電話のみでの会話で、会議等はできていない。
- ・猫が網戸の破損部分から入ってくるため網戸の張替えなど環境整備を要望されるが、本人は支払する余裕がない
- ・家事援助に入っており、生活用品（洗剤等）が不足している状況であるが購入を依頼できない
- ・事業所へは車で通っているのだが、修理代7万円程度未払い状態である

- ・バス停は自宅の近くではあるが長時間の歩行が困難であるため、事業所までの移動には車が必要
- ・援助の開始時よりは生活力は上がっていると考えられるが
- ・保護申請すると兄弟にも扶養義務調査の通知が送付されるため、兄弟にも了承を得て保護申請を行うように進めていく。

○視力障害者で被害妄想がひどく対応に苦慮しているケース

- ・50代で夫婦ともに視力障害（妻は糖尿病による）
- ・10年ぐらいヘルパーを利用中で、認知等はないが被害妄想あり
- ・ヘルパーが支援に入っているが、洗剤が減っている、洋服の襟が広がった、購入してきたものの色が違うなど訴えがあり、勘違いではないかなどと答えると次回から対応したヘルパーは断られる。
- ・ヘルパーが気に入らなかったときの断りの連絡は夫から入るのだが、現在ヘルパー45名のうち支援できるのは5名ほどしかおらず、共通点としては話を否定しない、指導しないなどしてローテーションで対応をしている。
- ・妻の悩み相談や防犯カメラの確認、をさせられる
- ・妻は月1回サロン利用、病院月1回受診しているが、社協以外の他者との関わりは少ない。
- ・計画相談で相談支援事業所（第3者）が入ると対応に変化が見られる可能性があるのでは
- ・視力障害者については目視にて確認できないことから不安が多いと考えられ、特別な対応が必要（対応マニュアル等はないのか？）

○支援学校卒業予定で受け入れ先が見つからないケース

- ・重心の方で地元（苓北町）地域での受け入れ先について検討
- ・たん吸引が必要なため、研修を受け登録されているヘルパーが必用なため事業所が限られてくる
- ・単独の事業所では困難なため、複数の事業所の組み合わせで対応が必要
- ・区分が必要なため10月以降に申請し、早めに連携を行い事業所の決定や計画を作成する

平成25年度から相談支援事業所6ヶ所へ業務委託しており、支援者にサービス事業所が直接言うと苦情につながるケースなど、第3者を通して話す方がいい場合があれば、積極的に活用してほしい（パンフレット配布）